6 利用者負担の額の算定に関する基準の取扱いについて

利用者負担に関する厚生労働大臣の定める基準については、厚生労働省告示において示すこととなるが、その取扱いについては、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知にて、取扱い細則については、障害福祉課長通知にて通知することとする。

1 利用者負担の額の算定に関する基準の取扱い通知(障害保健福祉部長通知)について

部長通知については、既に示している事務処理要領「第5節 利用者負担額の決定」の内容を基本に通知することとする。事務処理要領の追加・修正内容は次のとおりである。

頁	支援費制度担当課長会議資料 平成14年9月12日(木)	変更・追加・修正内容
183	(2)収入として認定しないもの ウ 原子爆弾被爆者に対する <u>特別措</u> <u>置</u> に関する法律により支給される 特別手当のうち、生活保護基準の 放射線障害者加算に相当する額	(2)収入として認定しないもの ウ 原子爆弾被爆者に対する <u>援護</u> に 関する法律により支給される <u>医療</u> 特別手当及び特別手当のうち、生 活保護基準の放射線障害者加算に 相当する額
	(3)必要経費 ウ 日用品費又は日常生活費 通所者については利用は活力に係る前年度の生活保護第2類の1.5倍相当額を、 準生活費(第1類及び第2類額を、 年額)の1.5倍相設にがの間でまる。 指定内部障害者更生施設にがのでまる。 がおいては、前年度の生活による入院患者日用して認定する。	(3)必要経費ウ 日開費 は日常生活費

185

2 施設訓練等支援の扶養義務者分、 居宅生活支援の利用者本人分及び扶 養義務者分の取扱いについて

- | 2 施設訓練等支援の扶養義務者分、 居宅生活支援の利用者本人分及び扶 養義務者分の取扱いについて
 - (2)の次に
 - (3)同一の者が施設訓練等支援及び居 宅生活支援の2人以上の主たる扶養 義務者となる場合には、扶養義務者 の利用者負担月額が一番高い者分を 負担することとし、それ以外は免除 する。

なお、その際の居宅生活支援につ いては、その月の使用量により月額 に差があることから、既に居宅生活 支援を利用している者については利 用者負担額を算定する月の、新たに 支給決定を受けようとする者につい ては最初の月の支給量を基に利用者 負担月額を推計して算定すること。

(4)主たる扶養義務者が、既に他の社 会福祉施設 (施設訓練等支援の対象 施設を除く)の被措置者等の扶養義 務者として費用徴収されている場合 には、本制度による利用者負担額は 次により算定した額とすること。 利用者負担額 = 本制度により算定し た額・他の制度による費用徴収額 (100円未満切り捨て)

186 3 年度途中で収入や必要経費に著し い変動があった場合の取扱い

- 3 年度途中で収入や必要経費に著し い変動があった場合の取扱い
- (1)の次に
- (2)居宅生活支援の利用者本人分
 - ア 前年に比して収入が減少したり 不時のやむを得ざる支出が必要に なる等の事情により利用者本人の 負担能力に著しい変動が生じ、費 用負担が困難であると市町村長が 認めたときは、当該年の課税額を 推計して階層の変更を行って差し 支えない。
 - イ この階層の変更は、例外措置で あるので、原則として、利用者本 人からの申立てにより行うことと するが、利用者本人が生活保護法 <u>による扶助を</u>受ける等明らかに階 層の変更が必用と認められる場合 には申立てによらずに変更決定を 行って差し支えない。

187

(2)施設訓練等支援の扶養義務者及び 居宅生活支援の<u>利用者本人分並びに</u> 扶養義務者の場合 (3)施設訓練等支援の扶養義務者及び 居宅生活支援の扶養義務者の場合

2 利用者負担の額の算定に関する基準の取扱い細則通知(障害福祉課長通知)について

課長通知については、現行の身体障害者更生援護施設事務費の国庫負担 (費用徴収基準)の取扱いについて(昭和63年6月3日社更第113号 厚生省社会局更生課長通知)に準じた内容で通知することとする。

7 知的障害者入所施設の必要経費の見直しについて

知的障害者入所施設の施設訓練等支援に要した費用には、利用者にかかる 日常生活費相当額が含まれていることから、利用者負担額の決定に当たって は、必要経費として控除しない取扱いとしたところである。

なお、本取扱いについては、激変緩和措置として 2 か年で実施することと する。

[必要経費について] - 抜粋 -

【現行】

ウ 日用品費又は日常生活費

通所者については利用者本人に係る前年度の生活保護法による基準生活費(第1類及び第2類の額(年額))の1.5倍相当額を、指定内部障害者更生施設以外の施設の入所者については、前年度の生活保護法による入院患者日用品費相当額(年額)を必要経費として認定する。

【支援費制度移行後】

ウ 日用品費又は日常生活費

通所者については利用者本人に係る前年度の生活保護法による基準生活費(第1類及び第2類の額(年額))の1.5倍相当額を、指定内部障害者更生施設、指定知的障害者更生施設及び指定知的障害者授産施設以外の施設の入所者については、前年度の生活保護法による入院患者日用品費相当額(年額)を必要経費として認定する。

なお、平成15年度においては、指定知的障害者更生施設及び指定知的障害者授産施設の入所者については、前年度の生活保護法による入院患者日用品費相当額(年額)に0.5を乗じて得た額(円未満切り捨て)を必要経費として認定する。